關西大學新報
発行所
大阪市大淀区長柄中通
関西大学天六学舎内
関西大学新報社
電話 堀川㉟2072番
発行人 秋田 進昭
編集人 筒井 孝一
（定価一部十円）

古本全般売買
天牛本店
南区道頓堀中座前
電話㉕二七五八番

## 朝によせて

刻々と黒が分かれて
その中に琥珀色に拡がる
新しい世界が生まれる、
朝……
ヒビいった器を夕べに棄ててきた今
目に映ずるもの、すべてが、まるで
驚異ではないか
未来を胸いっぱいに育む大地に
体を押しつけて開こう！
日本のすみずみからも
世界のはてからも
黒人の……
白人の……
黄色人の……
今朝を平和への希望で迎へた
全人類の
絶へることのない願いを。
コハク色の次元をついて
可能性の塊り
われら自身の真紅の
日輪が
今、昇ろうとしている
朝こそ来れ。
力こそ湧け。

（文―S・I）

（写真は **初春の富士** 山麓白糸の滝附近よりの遠望、撮影 本社部員秋田）

## 学内告知板

### 学生カード（B）及び写真提出票（学生証用）交付・提出について

昭和三十七年度の学生カード及び写真提出票の交付、提出を左記の通り行なっています。

記

（一）用紙交付期間　一月八日〜一月三十一日まで。
（二）提出期限・二月末日まで。
（三）提出写真について　最近三ケ月以内に撮影したもの。
（二）記入上の注意　学年は、新年次を記入すること。

（注意事項）
○用紙交付期間内に必ず受取る。
○提出期限までに提出なき場合は新学生証を四月中に交付できない。

### 学生証紛失者に対する再告

学年末試験が一月二十三日より行なわれますので、学生証を紛失している人は、所定の手続をして、再交付を受けること。

---

## 新春を迎えて

## 与えられた使命を忠実に

学長　矢口　孝次郎

ここに昭和三十七年の新春を迎えるに当って、何よりもまず、諸君が健康の裡に新しい年を迎えられたことを心からお喜び申し上げたい。

顧れば去る一カ年間、世界には宇宙飛行を初めとして、政治的には数々の歴史的事件が起って、世界の情勢が極めて大きく動きつつあることを体験した。一方、わが国においても、規模の違いこそあれ、諸情勢の変動はかなり目まぐるしく、特に年度末近くの金融上経済上の動揺は深刻であって、それらを目撃しつつわれわれは新しい年を迎えたわけである。それらの動きは、どのような立場にあろうとも、今後種々のかたちでわれわれに影響を及ぼしてくるであろう。本学といえどもその例外ではあり得ない。その他内外の事態の変化によって、どのような困難な問題が起ろうとも、われわれ本学関係者は力を協せてそれを乗り切り、本学を向上発展せしむるための努力を続けなければならない。

それとともに、学徒としてのわれわれ自らの立場に想いを致すならば、このような際にこそ、徒らに激流に流されることなく、与えられた使命に忠実であることの必要を痛感する。われわれはそれを自覚して、動揺する事態に対する自らの関心を正しく導き、また行動を律するための努力を試みねばならない。いわゆるビジネス・アズ・ユージュアルという言葉は、このような場合にも適用する言葉であろう。そしてわれわれ学徒のビジネスといえば、端的に研究と勉学以外にはあり得ない。私は年頭に当って、平素と同じように、この平凡な言葉を自らに言いきかすとともに、諸君にも捧げたいと思う。

---

## 十八日に自治委員会

### 望まれる学内の正常化

流会を続けている自治委員会は、来る十八日六時四十分より会議室で開かれる。

昨年、現執行部が成立していらい、多くの問題を持ちながら自治委員会は、全く低滞し、流会を続け、規約による毎月一回の開催に大きく反し、ついに、秋季学生大会をも不可能とした。

今回の自治委員会も、学年末試験直前であり、いままでの例から考慮して、流会も予想されるが、昨年度の監督報告や今までの学友会活動の問題、代行定員長選出など重要な議題があるので、成立させ、学友会活動の正常化が強く望まれている。

一、三十五年度監督報告
二、学友会活動の概況報告
三、代行委員長選出
四、三十七年度中央選挙管理委員選出
五、その他

経過報告の中では、政暴法、検定料斗争を中心として、秋季学生大会の開かなかったことについて論議が予想される。

なお、学生大会の年度内開催については、現実的日程から相当困難が予想される。

---

## 記者の眼

## 学内は〝豆ドロ〟で大賑い

### 使丁さんも悲鳴あげる

○…冬休みも終り、目前にさがっている学年末試験をひかえて、学内は何だか、そわそわしているようだが、学友会では秋季学生大会が、昨年中に開くことができなかったので、スッキリしないものが多く山積している。自治委員会の度重なる流会が原因とはいうものの、前期には、予算にからむ春季学生大会や検定料値上げ問題等の重大な事項が残っており、これを解決すること、すなわち学内の民主化が強く望まれる。いままでやってきたことに執行部が満足しているようでは、とうてい、われわれ一般学生の本当の利益とはならないし、一般学生は浮ばれない。

○…ところで、さる十二月十日執行部は各自治委員の出欠結果を推薦者の氏名まで加えてごていねいに発表、公示した。これは各自治委員の自覚をうながしまた、一般学生の人物評の一端とすることを目的としたものらしいが、この目的自体は今までにあまり例のないことであり、また、現在の学友会活動に対して一般学生の無関心という点からいっていいものである。しかし、出席状況の不正確なものはいただけない。

自治委員会を招集している所定議場に定刻に執行部も議長もいない時もあり、また、たとえば流会の場合でも執行部へ顔を出した者は出席となり議場にある会議室をのぞいて誰れもいないので帰った者は欠席となっている。公表する以上、所定の議場で終始一貫した出欠表を作ってもらいたいものだ。

○…一方、休暇中の学内は、近所の子どもが、火薬弾でパン、パンと運動場に投げつけてるなどして悪童連のかっこうの遊び場である。記者ッ子が見つけた時は注意し、外に退出しているが、最近、その子供たちの悪戯も度をこし、教室の中へまで入って、めぼしいものを盗み帰るという。また、十二月初旬、地下部室でも貴重品を少しの間に盗まれ、この犯人が、この子供たちであった。

使丁さんが注意すると、にげ帰るが、夜、そのお返しに宿直室へ石を投げ、全く処置なしだと使丁さんも音をあげている。

こう学校施設が破壊され、部室までが損失を受けることは、学校側の学内管理にも一考要すべき問題ではないだろうか。

---

## 論説

### 新しい年の課題

## 民主主義の擁護のために

二つの体制の平和共存が時代の客観的必然となる中で、資本主義体制は既に重大な矛盾点を露呈しはじめている。

帝国主義国の植民地体制の崩壊はゴア問題で表象されたように、被圧迫民族の新しい出発点である。

穏健と目されて来たインドの武力解放に踏み切ったことに対しても世界の世論の支持が与えられ、インドネシアは西イリアンの解放を宣言した。これに対してポルトガルは国連脱退を表明している。このような中で不均等に発展した帝国主義諸国の矛盾は激化し、市場と勢力圏の再分割を求める各国の闘争が激しくなり、ドルの流出など米帝国主義の支配体制は崩壊の危機に面している。全面軍縮、ベルリン自由市化を主張してきた、ソ連の水爆実験再開は、世界平和運動の陣列に一時的な混迷と動揺をよびおこしたが、直後に開かれたＡＡ中立国によるベオグラード会議は、戦争と武器のない世界を望む各国人民の広範な要望を表明して、米国など、ソ連非難を期待せた帝国主義国に一矢をむくいた。社会主義的体制が現代の客観的必然となってきているのである。ここ数年来、高度成長、高度集中によって、国際的に地歩を固めてきた日本独占資本と池田内閣は国際収支の危機となってあらわれた矛盾を金融引締めと物価倍増、勤労者と小中資本の犠牲によってきりぬけ、独占体の高蓄積を保障すると共に、海外進出による新市場と勢力圏を積極的に展開しようとしている。

対外的には、日米安保体制によって、また独占の帝国主義的進出と、体制内の発言力をつよめようとして、対内的には憲法改悪を課題とし、反動的政治体制を確立しようとして、国民の諸権利に大巾な制限を加えてきている。

貿易、為替の九〇％自由化をひかえて、市場競争にかちぬくことは経済の至上命令であり、安定した海外市場と安価な原料資源の確保は必然的に帝国主義の集団的植民地主義者の同盟に属し、米国の中国政策に同調して日中国交回復の道をも閉ざしている。これらの矛盾は、日本独占が明らかに帝国主義の途を歩んでいることを示している。

池田内閣は、一方では民主主義議会主義を宣伝しながら、その内容の空洞化につとめ、職場では労働者の既得権斗争を基礎に、一般民衆の民主的自由と権利に攻撃をつよめている。政暴法による大衆運動抑圧の企図は、三無事件を口実に法案成立が推進され、保守党しか出せない小選挙区制、議案保護法、刑法改正など反動立法の実現が執ように計画されている。

この様な情勢のもとで、独占の産業の近代化、合理化政策は、低賃銀を基軸に、人員整理、労働強化、下請企業の整理と単価切下げなど、全面的に展開され全国民の生活様式に大きな変化を伴いながら進行している。これらは国家と自治体の官僚体制を利用して行なわれている。農村においても工場の地方分散、農産加工資本として独占は進出し、新しい労働力を低賃金で獲得している。一方農民は生産物と占価格の不等交換によって、普段に収奪されている。

このように国内の社会的階級的矛盾は深化し、広範な国民の経済的、社会的、文化的要求は種々の形態をもって、自然発生的に独占とたたかわれてきている。

このような中にあって学生運動は日共の分裂をめぐって四分し、安保闘争後、ゼンガクレンの語をのこして闘う体勢を失った。マル学同、革共同、社学同など全学連主流派は空洞化している組織のイニシアをとることに鋭い対立を示し、全自連の反主流派は、日共の分裂によって、重々しい混迷に陥入っている。

そのため府県組織によって闘われた後半の政暴法闘争には、連帯の強化を携結できず、京都においては学生だけが多大な犠牲を払わねばならなかった。大阪府学連と京都府学連では、その思想背景を別個にし、生産点重視は共通していても、労働者階級を中心にするか、共にあるのかの相違が、統一的意識をもほうむったのである。

自然発生的に陥入った闘争はやがて、学生に政治的無関心を誘導して、労働者、一般市民への説得力を失い、共闘力さえ喪失し孤立化する結果を招き、教育の場における民主化闘争や、反動文教政策反対闘争に主戦力となり得ず民主勢力に大きな損失をもたらすことになるのである。だから、学生自治連合の再建は昨年からの反省であり本年の希望である。

基本的には労働者である我々二部学生は、このような中で、どのように対処すべきであるか。昨年は学園祭重視という美名のもとに政暴法闘争を放棄し、検定料問題については、自治委員会の流会という理由のために一度も審議せず、また秋期学生大会も開らかなかった。

これらは終極的には執行部の責に帰すものであり、また昨年の学友会の不活発さの根源は、予算措置において学内民主グループに大巾な制限を加えた反動的な政策によるものであった。

このような執行機関が、他校の連携の手をふり払ったのは当然であり、学生の権利を拡大、自由の享受は何一つ獲得されなかった。容易な妥協は許されない。我々はこの現実を基盤にして、関大ボンサンスの伸張拡大結集に努力しなければならない。

社会的にも有能な人材は、学問の自由が保障される大学に生れる。学内自治の確立、他校との交流を自ら破壊することは、社会的には無能の烙印を刻むことになる。二十年、三十年先の母校の姿を考えてもみよう。

憲法問題が宣伝されている今日憲法草案説明において、改進党の幣原首相は「今日は残念ながら各国に武力政策が横行しているがここ二十年三十年の将来には必らず列国は戦争放棄をしみじみと考えるに違いない。その時私は墓場のかげから振返って、列国がこの大道につき従って来る姿を眺めて喜びとしたい。」と語ったといわれている。

現代という歴史に逆行する時代に立って、我々が対外的にも対内的にも民主主義を擁護し軍備全廃に努力していくことは、強じんな連帯的な統一を築いていくことしかない。

---

## 学声春秋

倍増ムードの中に明けた一九六一年も、後半に入ると早くも不景気風が吹きはじめ、オーバーの衿で木枯しをさけながら、やっとのことで新しい年を迎えることができた。

振り返ってみると昨年も内外共に種々の事があったが、明るい事件は少なかった。そうして、重要な問題のほとんどが、その解決を今年に持ち越しているようだ▼継続審議となった政暴法や憲法調査会の動き、刑法改正などの動きは、その本質を見極めた上で、国民の充分な監視が必要だがとくに、今度の予算接渉で新しく施行されることが決った、教科書の無償配布と工業専門学校新設の問題は、とくに重要である。▼教育の国家統制、反動化の動きは、道徳教育、勤務評定、全国一勢学力テストなどの形をとって、年々激しくなってきている。こんどの教科書無償配布も〝父兄の負担の軽減〟をエサに、教科内容の画一化、教育の権力支配を目的にしていることは明らかだ。昨年実施された一勢学力テストの目的は、独占資本の要求する人材養成のための国家の教育計画の資料にするためであった。地域による学力差は事実として存在するが、その原因は結局国民の生活の貧困であり、教育政策の貧しさにあるのであって、その点が改善されない限り、学力差の解決は望めない。▼文部省は、地域による学力差をそのまま肯定した上で、最近の技術革新に伴う新しい質の労働力の養成計画を立てようとしているのである。それは高度成長を意図する国家独占資本とのち密な連携のもとに推し進められている。同じことは、工業専門学校新設についてもいえる。最近のめざましい生産技術の進歩は、人間労働の質を一変させ、かつての経験やカンによる熟練労働者の需要は少なくなり、それに代わって、中堅、高級技術者の不足が痛感されるようになった。こうした産業界の要求がそのまま工業専門学校という国の政策となったわけである。▲しかし国家の教育政策として見た場合決して、わが国の科学技術を進歩させる上でプラスになるものではない。技術発展のめまぐるしい変革期であればある程、せまい実用目的にとらわれない基礎的な自然科学や基礎工学の研究が必要なのである。その中からこそ創造的な科学技術の開発が期待できるのである。文部省は、各資本家が行なうべき技術者の養成を、国民の税金でまかなおうとしているわけだが、これでは、わが国はいつまでたっても借りものの科学技術から抜け切ることはできないであろう。

---

## 山田教授死去

### 二十一日、文芸部葬行う

本学文学部教授、山田松太郎氏はかねてより腎臓の病気のため市大附属病院に入院していたが、昨年末ごろより、病状が悪化し、さる一月一日午前四十分、同病院で死去され、告別式は三日、堺市の自宅で行なわれった。

なお、本学文学部葬が、来る二十一日、千里山で行われることになっている。

---

1962年　恭賀新年

関西大学理事会一同

理事長　三好萬次　八尾市柏村二五の九　TEL八尾三一二〇
専務理事　久井忠雄　神戸市東灘区本山町中野四三七　TEL神戸（八）六四〇
学長理事　矢口孝次郎　吹田市千里山三七六　TEL大阪（三八）三五八七
理事　大小島真二　吹田市千里山一五一　TEL大阪（三八）一八三〇
理事　樫本信雄　大阪市北区堂島上二丁目三九　毎日産業ビル六階　TEL大阪（三六）五一一四〇
理事　西村治三郎　尼崎市金楽寺宅地二二　TEL大阪（四八）〇五九六
理事　矢野文雄　大阪市東淀川区淡路新町六九　TEL大阪（三七）七一二七
常任の監事　長柄金吾　大阪市北区鳴尾町一〇　TEL大阪（三六）二二九八
監事　岡野衛士　豊中市本町六の一〇八　TEL豊中五八四
監事　松尾高一　尼崎市神田中通九の二九三　TEL大阪（四八）〇五六八

## 時評

### 当たらぬでもよい展望

文学部教授　金戸嘉七

年頭に当っての本年の展望などというものは、気象台の長期予報よりはるかに頼りにならぬ話である。論より証拠、昨年のことなどみなが忘れてくれるからよいようなものの、国の内外にわたって予想外のことばかりだった。ことしは参議院選挙もあるわけだが、それを中に挟んで、池田政権がいよいよ右寄りの態勢を現実化してゆく努力をする、このことだけは展望などしなくても確実である。

それには持ち越しの種子が二つ考えられる。一つは政防法であり、いま一つは憲法改正である。政防法は右翼テロの横行を機会に、保守派の手を焼いている街頭デモの取締りから、進んではあまり自由かってな口を開かせまいという、言論弾圧の意図をも秘めた立法として、革新派の強い抵抗を招いた代物である。この抵抗のために法案は参議院でひっかかったまままだ陽の目をみていない。そこで何ごとをも素直に受けとろうとしない連中は、このあいだの川南某らの三無会事件についても、大して罪にもならぬうちに暴きたてて、これを政防法成立の足がかりにするためではないかと、当局のあまりにも迅速な検挙ぶりを疑ったりするのである。

年末には警視庁が右翼白書を発表したり、中央公論社が天皇制批判特集を載せた「思想の科学」発売中止を「自発的」に公表したりした。考えようによってはいろいろに解釈できそうな問題であった。それもこれも素直に受けられぬというものもいる。何となしに無気味なものを孕んでいる、浮き彫りにされるのはいつも右翼だが、実質的には政防法への伏線ではないかと、カンぐられてもしかたのない成りゆきだ。是が非でも成立させねばならぬと、力瘤を入れている顔触れをみると思い半ばにすぎるといえよう。

憲法調査会も着々と御用学者や評論家を動員して、改憲ムードをつくりあげるために懸命である。政防法成立に熱心な議員たちが、同時に憲法改正にも熱意をみせて、気の早いのは来る参議院選挙には、これを表看板に、護憲派と対決しようとはやりたった。しかし四囲の情勢はまだ熟さないとみる首脳派では、いまのところ起ちあがるのに早いという見解のようである。だがもちろん時期の問題で、改憲ムードがでたとみれば、一挙に雌雄を決する策にでるであろう。

その通りである。この二つの種子は別物のようにみえるけれども、そもそも一つの品種なのである。とんだ不死鳥は保守派の中に羽ばたいていて、いろいろな形をとって存在を示す。憲法の改正はその頂点なのだ。かれらはあらゆる角度から、この一点をめざして攻撃を試みる。政防法も憲法調査会もその八合目だ。そこへ到達するためには国会の三分の一、つまり改憲発議権を確保する必要がある。このオーバーハングを乗り越えるかどうかが、かれらの右寄り政権永久化の成否の岐路なのだ。今年はその争点に一つの決着点を与えることになるかもしれない。

そうとすれば、問題はこのオーバーハングの大きさだ。これまでのところ攻撃軍の退却を余儀なくさせてはきたものの、かならずしも堅固な一枚岩だとはいえない。第一に主力の社会党が乗ぜられる罠を内部にもっている。かつては護憲の一翼にあった民社も、あまり頼りにならぬ情勢である。このガリイを利用して攻撃されることにもなりかねぬ。そうみてくると、このたびの参議院選挙はまことに重大な意味をもってくる。実際の選挙は半年さきだが、それがもう初まっていることは、上述の懸案が日程に上っていることからもうかがえる。このさきは札ビラの乱舞である。いやこれももう飛んでいる模様だ。しかも革新派はいまや内輪もめの最中で、それがまたマス、コミュニケーションを利用して、攻撃側を援けることになっている。

もしこのオーバーハングが乗り越えられた場合を想像すれば、あとはもう頂上まで坦々たる道が開けているばかりである。そうなればどんな天候でも頂上に「保守万歳」の旗が立つ。この危機に際しての策は果してあるのだろうか。だから、この大切な時機にはいささかの口実を与えてもならないだろう。時代錯誤のクーデターなどより、危険はこうした阻止力の弱まりにあるのではないか。展望にははずれた方がよいものもあるようだ。

☆ ☆

---

# 危機に立つ日本国憲法

## 1962年の課題

## 軍事体制の強化を図る

## 国民を無視した調査会

**昭和二十一年十一月三日公布された日本国憲法は、今までにその精神と条文を死文化され、危機にさらされている。〝憲法改正問題〟は今までに何度となく論議されてきたが、結局われわれのいう〝改正〟ではなく、その内容は日本独占資本の成長を主流とする反動的な〝改悪〟である。とくに昨年来の内閣の憲法調査会の討論内容から見ても、制定当時の日本国民の感情と世界各地で紛争の危機にさらされている現在、現状に会わぬから改訂することは、論理的にも全く誤っている。すなわち自衛隊の増強を正当化し、また国民の政治的意識の向上を抑圧するために基本的人権を公共の福祉という美名で弾圧し、また天皇の政治的地位の権限化、元首化するなどは、全く歴史の逆行であり、われわれはこの改悪を阻止しなくてはならない。そこで、この改憲問題がどのように発生し、どう進展しているかを明確にし、この背景となっている政府、自民党と日本独占資本の増強について一九六二年の課題としてクローズアップされる問題としてのべてみよう。**

### 不可解な憲法調査会の発生

憲法調査会は、昭和三十年の第二十二回特別国会において、憲法改正をスローガンに掲げる鳩山政府民主党から憲法調査会法案として提出された。そして、衆院で二三八票対一二九票で可決されたが、参議院で審議未了となった。そこで翌三十一年二月、再び岸信介などの改正論者より参議院本会議に上程したものである。そして、衆議院本会議で混乱裡に二三九票対一三九票で可決、参議院では、内閣委員会に社会党不参加のまま審議されるという極めて不明朗な経過をたどって、ついに五月十三日参議院を通過し、六月十一日、法第一四〇号として公布されたものである。

こうして成立した憲法調査会は当初開店休業で、三十二年七月まで会長も決らぬ状態が続き、岸内閣は高柳賢三会長を任命、依然として社会党議員十名が不参加のまま、八月十三日の第一回総会を開いて実質的に動き始めた。この調査会の構成のメンバーは、国会議員三十名（衆議院議員二十名、参議院議員十名、党派別に見ると自民党十八名、緑風会二名、社会党十名）と学識経験者二十名からなり、それぞれ、憲法制定経過に関する小委員会（細川隆元委員長）基本的人権と司法権を担当する第一委員会（真野毅委員長）、国会、内閣、財政、地方自治の第二委員会（潮田江次委員長）、天皇、戦争放棄・最高法規の第三委員会（高田元三郎委員長）の各委員会が設けられた。

### 「押しつけられた憲法」の考察

まず、調査会の第一段階として論ぜられたのは憲法の制定過程における問題点であった。いわゆる「おしつけられた憲法論」である。

現に、憲法調査会が本年九月に出した「問題点要綱」の中でも次のように問題を提起している。

一、現行憲法は、占領下、日本国民の自由な意思に基づくことなく、押しつけられたものであるから、根本的に改正すべきであるとする主張について、いかに考えるべきか。

二、現行憲法は、当時の事情およびその成立の手続き等から見て無効であるとする主張ならびに旧憲法との継続性の有無に関する論議について、いかに考えるべきか。

このような前提で問題を提起し改正の要ありと結論を出すのは、キ弁で論理づけていることが明らかである。「押しつけられた憲法」という一点をクローズ・アップして、ただちに改正論と結びつけるところにも無理があり、一つのこじつけにすぎない理論になっている。

すなわち、第一に「押しつけられた」という論法は、当時の日本国民の憲法に対する世論を無視したものであり、国民が、新憲法草案を喜んで迎える態度を示していたという事実（昭和二一・二・三、同年五・二毎日新聞世論調査による）にも反している。

第二として「自主民主憲法必要論」にしても、この押しつけられた憲法草案を政府の名で公表し、また審議可決した当時の関係者が相当主張しているところに、個人的、政治的貞操と論理に大きい矛盾がある。今この自主、民主憲法を主張し、改憲を論じている人たちの、新憲法制定当時の責任性にまでかかってくる。むしろ、その当時、自主、民主憲法が作れなかった無能力を暴露しているものだといえる。

第三の問題として、もしこの改憲が自主、民主憲法だとしたら、これが少なくとも現在日本の対米従属関係の下で、真に独立、自主なる憲法ができるかという点である。まして、当初占領体制の圧力により押しつけられたとするなら、現在の安保体制はそれ以上の独立、自由に疑問がある。

次に第四の問題として、調査会の中で、「新憲法は改正の限界をこえた国体の変革を生じたもので法理論上無効である」との主張も相当あったが、これについては、現憲法は、ポツダム宣言の受諾に伴って、その実体と妥当性を失った明治憲法の廃棄のあとに、新たに制定されたのである、と見るのは、歴史的な情勢から当然な帰結であろう。

以上のように、真の自主憲法を作ろうとするならば、基本的には、まず、対外的従属関係を清算するとともに、政府は、改憲云々する以前に、今日の現存する憲法を国民生活の中に実現させるのが先決であろう。結局、先にのべたように、憲法の制定当時の調査会の報告は現実の国民生活と感情を無視した改憲を、至極当然らしく見せかけた調査報告にすぎない。

写真は「伊達判決を支持した最高裁への抗議デモ

## 空文化された三原則

### 完全実施が先決問題

### 違憲の累積を正当化へ

日本国憲法は、成立過程においては占領軍などの政策などにより問題はあったが、その内容は平和主義、民主主義、基本的人権の尊重の三原則を主柱として制定した。

しかし、天皇制の温存と〝象徴〟という不明確な地位を認めたことや三権分立主義の不完全な確立などの矛盾も制定当時からも含んでいた。

ところが、この憲法が、世界に唯一の被爆国として、第九条にいう戦争放棄を宣言し、当初、国民もこれを歓迎し、信じ、浸透してきた。しかし、アメリカ占領軍とこれに従属するわが国の反動勢力は、憲法制定のその日から憲法に優先する占領軍命令を口実として公然と無視し、またはその運用において歪曲した。

これは、まず第九条の問題に発し、施行後一年をたたぬまに、翌二十三年一月、ロイヤル米陸軍長官が、サンフランシスコで〝日本を共産主義の脅威にそなえる強力な防壁〟にすると言明して以来、米国の対日政策は、従前の非軍事化が影をひそめ、翌二十四年秋、中共が成立するや、マッカーサーは翌二十五年警察予備隊を設置した。そして今日の自衛隊までに成長させ憲法の基本原則が侵されてきた。このように、米駐留軍、基地に連なる軍備問題が、憲法無視の表面になり、これが日米安保体制の強化として日本独占資本の帝国主義化への進展している今日まで継続されている。また最近の岸以後池田内閣の政策から当然の帰結であったといえる新安保条約でも違憲をより正当化し、米軍の基地と自衛隊はますます増強し、改憲に有利な既成事実が累積されてきた反面、他方では警職法改正や安保闘争にかってない国民的抵抗が行なわれ、また、民主憲法も次第に国民生活に定着し、認識が高まってきた。

そこで政府自民党は、この国民の批判の声を封じるために、政暴法やその他の治安立法を成立させ自民党が、来たるべき参院選挙で三分の二以上を確保したならば、憲法調査会の意見を盾に、改憲することを企てていることは明らかである。

この改憲は、現行憲法を日本独占資本やアメリカ帝国主義自らが侵しながら、そして憲法は日本の現状に合わないという理由で実行しようとしていることである。

われわれは、この憲法を本当に改正するのならば、改正すべき点や、現段階ではまだ不完全な点はあるが一応民主的憲法とされているので、この改憲に対して反対し、民主主義や基本的人権の規定の完全実施を要求すべき段階である。そして、また、今度の参議院選挙がポイントになっていることも見逃してはならない。

日本国憲法は、第二次大戦がもたらした悲惨きわまる戦禍、単なる過去の事件とせることなく、それを以後、真の有意義のものとし、本当に正しいあり方を持つ日本国をあらたに建設し、日本民族が健全な発展を遂げて行くために役立つところの法体制の基本的諸条件を確立する使命をになって敗戦直後制定、公布されたのである。この使命をになっている日本国憲法の全条項は、三つの基本的原則によって貫かれている。すなわち、平和主義の原則、民主主義の原則、基本的人権の尊重の原則がそれである。この三者は、憲法の三本柱で、このうち、一つでも失するようなことがあれば、憲法の主柱は大いに揺らぐことになり、基本法理であるバックボーンは軟体化する。

### 自衛隊に脅かされる―平和主義

平和主義の原則は、憲法第九条の規定の中に具体的に表明されているように、制定当時の国民の本当の意思の集約であることは容易に理解できる。しかし、この第九条の解釈については、自衛権等の問題で学説の分かれるところであるが、少なくとも、当時の諸般の事情、とくに国民の意思からして、自衛権云々の説は考慮されるべきものではなかったし、そうでないはずである。これは、国家政策が、憲法第九条の規定を誤った解釈のもとに実施継続されたことにより生じたものである。

すなわち、一九五二年の対日平和条約発効と同時に日米安保条約が発効して国内の各地に設けられた軍事基地に米国軍隊が駐留し、活動するのと呼応して、他方では一九五〇年の朝鮮動乱の勃発に際して創設された警察予備隊が、その後保安隊に改編され、ついに自衛隊に変り、米援助により、その軍事的能力を拡大して来たことによるものである。少くとも一九五〇年の朝鮮動乱が勃発するまでは、憲法第九条により一切の戦争が放棄され、一切の戦力が禁止されるとする解釈を政府も公然と発表し、すべての学者もそうであった。この朝鮮動乱が起ってから、このような政府の態度に動揺がおこり、鳩山内閣に至って自衛のための保持は、憲法第九条に違反しないという立場を主張し、以降、岸・池田内閣まで継受され、学説も分れてきた。

また一九五一年に日米安保条約が締結され、翌年二月に日米行政協定、一九五四年に日米相互安全防衛援助協定が締結された。そして安保体制は強化されたが、実質的に軍事同盟を強化して、安保体制の軍事同盟的実質を拡充することを目的とする安保条約は一九六〇年六月国民の大きい反対運動を招いたが、強行締結された。これら一連の対米外交政策、これに平行する自衛戦力の質的、量的増強は、すべて平和憲法の精神と相容れない第九条の解釈から発した政府、自民党（とくに近来米政府の援助により増長してきた日本独占資本のバック援助による）の違憲政策であった。

ここで忘れてはならないのは、三十四年十二月六日東京地裁伊達判決を破棄した高裁判決の〝砂川事件〟である。これは憲法第九条二項に関連する最高裁の違憲審査権の限界と政府追随を暴露した判決である。この判決で駐留軍を合憲としたにもかかわらず、その理論的理由が余りにもばく然としておりまた、自衛権の合否の論点にふれず、責任回避し、結果的には認めているようである。条約と憲法の関係についても安保条約は〝司法審査権の範囲外のもの〟とし内閣、国会に責任を転嫁している。

この砂川判決が新安保条約締結前に適時に下されたことも忘れてはならない。

写真は安保条約を自民党単独強行採決した国会

以上のように平和主義の原則は日本国憲法の一大基調といわれながら、大きくくずれているのである。

### 形式化された―民主主義

次に民主主義の原則については前文一段に記してあるように日本国憲法は主権が国民に存する（主権在民）となす民主主義を人類普遍の原理と認め、憲法がこの原理に基づくものであることを宣言し、正当に選挙された国会における代表者を通じて国家の意思決定を行うことを示している。また最高裁判所の裁判官の任命又は留任に対する国民審査、一地方のみに適用される特別法に対する住民投票、憲法改正に対する国民投票など直接国政にタッチすることとしその他、立法、司法、行政に関する事項は、国民の代表者たる各種の国家機関が国民に代って行うこと（三権分立主義の立前）にしている。

また、天皇の地位は〝象徴〟とし、国民の名において国事行為をなすことになっている。この天皇制の存続は、ひいては、日本国憲法の矛盾を発生せしめるもので、民主主義の精神からいえば廃止されるべきものであったが、日本古来の風習として廃止することなく形式的に残したものである。旧憲法のごとく天皇に国家最高権力が存することの弊害を徐去したものと理解すべきである。

戦後、このように民主主義を徹底さすべく、議会主義を政治、教育など各国家、地方機関に滲透していたが、戦前の中央集権主義、国家、官僚主義が、根流しており、これを根本的に打壊することができず、それゆえに形式化して現実の社会生活に根を下していなかった。

これが国家の最高意思機関である国会においても、また立法、司法、行政の三権分立主義の精神も民主主義を浸す問題が歴史的に発生している。（三権分立については憲法自体、完全な形で明記されていない。これがいわゆる行政権―内閣の優位といわれるゆえんである。）

また、議会において〝民主主義は多数決によること〟的な考え方も引起した。少数意見は無視されるというその原因は、民主主義の浅さ（現実社会に滲透していないところ）にあった。

さきにのべた砂川判決も司法権の限界を暴露したものであり、三権分立を壊すものであった。また最近では、新安保条約の批准、その他重要法案審議においても、政府、自民党は抜打、強行採決を行ない、安保闘争として国民の安保そのものへの怒りに拍車をかけ、国民の広範な大衆運動に発展したそして遂に岸内閣を退陣させたにもかかわらず続いて低姿勢で登場した池田内閣は、国民の解りにくい所得倍増高度成長政策の経済問題でごまかし、独占資本への大奉仕政策と安保条約に基づいて軍事拡張政策を継続している。また一方では、安保闘争などで政府の政策に対して批判的となり国民の大衆運動が展開されるようになど右翼の進出を名目にして大衆運動を規制しようとついに「政治的暴力防止法」を通過させ、立法措置でも、民主主義の基本である国民の声を封じようとしている。これを、ひいては憲法改訂への国民の非難を閉じることに使用し、改憲へのステップとなっていることは明らかである。

このように憲法の原則である民主主義は一昨年の安保闘争以来急激に反動化され、もはや、形式化しているのである。

### 治安立法で弾圧―基本的人権

第三の憲法の基本原則は基本的人権の尊重であり、民主主義の中にも含まれるとする学説もある。憲法第三章の国民の権利及び義務に規定してあり、とくに第十一条の「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる」と規定されており、この中で憲法に保障する主たる権利として法の下の平等（第一四条）請願権（一六条）思想、信教の自由（第一九、二〇条）集会結社・表現の自由（第二一条）学問の自由（第二三条）生存権と国の社会的使命（第二五条）勤労者の団結権（第二八条）財産権（第二九条）などがあるが、これらの基本的人権の経済、社会政策として困難な点もあるだろうが、逆に、これらのは、施行以来今日までに完全実施されたものは少ない。現実の国家の国民の権利に逆行する政策が行なわれていることに注意しなくてはならない。

たとえば、さきにのべた政治暴力防止法案のように、思想、信教の自由を第一次元的に弾圧し、また請願権をも収縮し、死文化をねらい、また、集団結社の自由権をもおびやかす各条文がみられることは、明らかに違憲であるといわねばならない。

第二十五条の生存権と国の社会的使命においても、現在の池田政策では、日本国民生活の実態から見ても経済機構においても、全く逆行している。独占資本中心型の予算を毎年計上し、社会福祉や減税はいつも当初のかけ声で終っているではないか。

このように国民の基本的権利は、憲法に規定しているのみで、現実に行なわれていない面を多く含んでいる。そこで、これらの権利を要求することが、まず前提となるのである。

---

## 日本国憲法の動き

| | |
|---|---|
| 21.11.3 | 日本国憲法公布<br>（極東委員会、憲法実施後1〜2年内に再検討を要請） |
| 24.4.20 | 吉田首相、「政府としては憲法改正の意思は全くない」と言明 |
| 24.4.28 | 極東委員会も改正の要なしと決定 |
| 25.7 | 警察予備隊設置 |
| 27.7 | （破防法成立） |
| 27.10 | 警察予備隊、保安隊に改称 |
| 28. | 保安隊、自衛隊に改称 |
| 28.11 | ニクソン演説（非武装憲法を日本に制定せしめたのはアメリカの失敗であった） |
| 29.3 | 自由党内に憲法調査会を設置 |
| 29.11 | 改正草案公表 |
| 29.4 | 改進党憲法調査会発足 |
| 29.9 | 改正草案公表 |
| 29.9 | 「平和憲法擁護の会」が「憲法擁護国民連合」へと発展 |
| 30.5 | 民主憲法期成同盟結成 |
| 30.7 | 自主憲法期成議員同盟結成 |
| 30.7 | 憲法調査会法不成立 |
| 31.7 | 憲法調査会法成立（第2次鳩山内閣） |
| 32.8 | 憲法調査会発足する。（岸内閣）<br>（社会党拒否） |
| 34.12 | 砂川事件最高裁判決 |
| 35.6 | 日米安保条約締結 |
| 36.5 | （政暴法提出） |

---

## 音楽手帖

新年おめでとうございます。新らしい年に新らしい音楽、いわゆる現代音楽を聞いてみましょう。古典のバッハ、ハイドン、モーツァルト、ベェートーベンなどに比べて現代音楽に接する機会は案外少ないのですが、聞いて見て親しみやすい、また楽しめる音楽が少なくありません。

現代音楽作曲家についていいますと、ストラビンスキー、バルトーク、シュスタコビッテ、ハチャートゥリアンなどでいまなお盛んに活動している人でもあります。ストラビンスキーは先年、日本にも来て日本の楽団を指揮しましたことはご存知の方もあると思います。

今日は現代作曲家の中でもとくに重要な地位を占めておりますソヴィエトの作曲家、ディミトリー・ショスタコビッチの人と作品をのぞいてみましょう。

ショスタコビッチの作品の中でもオラトリオ「森の歌」は一九五四年の「日本の歌声」第三回の時に関西の人々五百人の合同発表されたように、比較的日本においても親しまれております。

彼は一九〇六年にレニングラードに生れております。十三才でレニングラード音楽院に入学し、グラズーノフ（舞踊作曲の四季やヴァイオリン協奏曲が知られております）に師事し、一九三五年同音楽院を卒業する時「交響曲第一番」を作曲しております。彼の作曲された交響曲は現在十二曲あり、その他ピアノ協奏曲、ピアノ五重奏曲、ヴァイオリン協奏曲、チェロ協奏曲、歌劇、オラトリオ、またピアノ曲、ヴァイオリン曲と多彩ぶりを発揮しております。

まず交響曲の方を見ますと「第一番」ストラビンスキーやチャイコフスキーの影響の見られる作品で一九二五年作曲「第二番」は十月革命十周年記念の作品で終楽章に合唱が入っており一九二七年、「第三番」メーデーの祭典を描いております。一楽章形式で合唱入り一九二九年。「第四番」一九三六年。「第五番」革命二十周年記念の作品、一九三七年。「第六番」三楽章形式の作品、一九三九年。「第七番」第二次世界大戦を題材にした三部作（第七、第八、第九）の中の第一作で「レニングラード」といわれております。一九四一年、「第八番」一九四三年。「第九番」三部作の最後のもので勝利を象徴しているといわれております。一九四九年。「第十番」一九五三年作曲のもので、この作品の評価について賛否両論、活発な論争が行なわれましたが、彼はその批判を受け入れ、社会主義リアリズムの立場をもって、「第十一番」を発表しました。この曲は「一九〇五年」と副題が付けられており、ロシア革命を描いた作品です。去年モスクワの音楽シーズンは共産党第二十二回大会にぶつかっており、これを記念して「ロシア・ソヴィエト音楽祭」が十月七日から十五日にかけて催されたが、この中で期待のシュスタコビッチの「第十二番交響曲・レーニンの想い出」がエフゲニー・ムラビンスキー指揮、レニングラード・フイルハーモニー交響楽団によって初演されました。

交響曲以外の作品で知られているのは先にも書きましたオラトリオ「森の歌」です。これは一九四八年十二月二十日付けで発表された「ソ同盟欧州部のスッテプ及び森林ステップ地区における、高度のしかも、固定的ら収穫を保障すべき防風林設置に関するプラン」に共鳴して作曲されたもので、一九四九年十二月二十六日にモスクワ音楽院で初演されたのです。内容は自然を造り変えて行く人間の勝利をうたった七楽章形式で、管弦楽混声合唱、児童合唱、独唱者を含む大きな編成で、日本でも一九五三年六月十四日に京都梨明混声合唱団、桜井武雄さん指揮のもとに初演されました。この外合唱団として知られている「エルベ河」「平和の歌」などのようにわたくしたちが何げなく口ずさんでいる曲もあります。

ショスタコビッチに限らず、プロユーフィエフ、ミャスコフスキイなど、ソビエトにおける音楽批判は芸術音楽と大衆音楽、専門家にアマチュアの音楽のように音楽部門のなかで今まで作られて来た方法を打ち破って、い社会主義リアリズムを高める新らし方向まで示しております。

このような意味から時にソビィエトでは作曲家のみならず、国民までもその作品を通して、社会活動平和運動えの積極的な参加しております。つまり国民は社会主義の立場から作品を批判し、作曲家は批判は批判として受け入れそれに答え両者は有機的に活動して行くからです。（鈴）

---

賀 1962 正

関西大学評議員
中沢俊雄
株式会社 大阪市都ホテル取締役支配人
（天王寺民衆駅内建設中）

弁護士
辻野新一
岸和田市岸城町一八一二番地
電話 岸和田②九四五番

日の出証券株式会社
取締役社長
大島治郎一
自宅 大阪府堺市浜寺諏訪森町西三丁目二〇三

大平住宅・大平住宅
社長
経済学博士
中山幸一
東京都千代田神田・第二大平ビル
電話（25）九三〇一番

関大評議員
医学博士
江里口春志
大阪市北区小松寺町

弁護士
阿部甚吉
大阪市北区若松町

大阪日日新聞社
社長
石井寿一
大阪市西区江戸堀北通二丁目十番地

大阪輿論調査研究所
門上敏夫
研究所 大阪市東区道修町二丁目印度ビル二階 電話㉓一一八二番
住所 枚方市渚 八四番地 電話枚方（三三四）二五二〇番

鉄道弘済会大阪営業所長
関西大学評議員
松村睦鴻
八尾市木ノ本三九六
電話八尾②三八三五番

関西大学評議員
小寺小市郎
電話㉖八〇五一―四 電話②三八七七

近畿地方特定郵便局長会顧問
大森俊次
旭区今市町一ノ二六
電話（95）二三二〇〇

会社社員
吉田鹿之助
京都宅 京都市北区紫竹東高縄町五四
福知山宅 京都府福知山市本堀一三八二

関西大学学友会富田林支部
支部長
萬谷楠雄
富田林市喜志三二一〇
電話富田林局二六〇六番

関西大学校友会
会長
大月伸
宝塚市山面小場北一三の六
電話（四四）二六七一